

アクセス FSA

No.217



月刊

9

月号

Sep,2021

9月8日発行



←オンライン版はこちらから

<https://www.fsa.go.jp/access/index.html>

Contents

講演・会議等 (P1)

財務局長会議の開催について

お知らせ (P2)

こども霞が関見学デーの開催について

政策解説コーナー (P3～)

P3 本事務年度の金融行政方針

～ コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～

総合政策局総合政策課 課長補佐 小作 恵右

P5 金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート

監督局銀行第二課地域金融企画室 課長補佐 原田 研一郎

P7 資金交付制度の創設について

企画市場局総務課信用制度参事官室 参事官 端本 秀夫

P9 FATF第4次対日総合審査結果の概要

総合政策局マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室 課長補佐 福士 理恵

P13 ソーシャルボンドガイドライン(案)の公表について

企画市場局市場課 課長補佐 中瀬 裕也

お知らせ (P16)

銀行をご利用のお客さまへー新型コロナウイルスの感染を防ぐためにー

先月の金融庁の主な取組み (P17)

財務局長会議の開催について

本年8月4日(水)、今事務年度最初の財務局長会議※を開催しました。今回の会議は、新型コロナウイルス感染症への対応から、WEB会議にて開催したところ、赤澤内閣府副大臣(金融担当)及び和田内閣府大臣政務官(金融担当)も、それぞれ自室から出席し、会議冒頭、参加者に向け挨拶をいたしました。

〈和田政務官挨拶〉

和田政務官より、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等」及び「銀行法等の一部を改正する法律」の2点について、以下の発言がありました。

第1に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関し、国内外の情勢の変化、技術進歩等に伴い、より一層対策を強化することが重要であること。また、経済安全保障の観点から、地方企業に対する外国企業の出資などに際して、外為法による規制の実効性が担保されるよう、引き続き適切に対応いただきたいということ。

第2に、銀行法等の一部を改正する法律に関し、人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するために創設された「資金交付制度」が施行されたこと。



〔写真:財務局長会議で発言する赤澤副大臣〕

〈赤澤副大臣挨拶〉

赤澤副大臣より、「災害対応」、「緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底」及び「地域経済の活性化や課題解決」の3点について、以下の発言がありました。

第1に、災害対応に関し、被災者の方々の一日も早い生活再建や事業再開等の支援に向けて、金融機関に対し、きめ細やかな支援対応を促していただきたいということ。

第2に、緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底に関し、これまでの累次にわたる要請の趣旨が徹底されるよう、金融機関に対し、事業者支援を改めて促していただきたいということ。

第3に、地域経済の活性化や課題解決に関し、人手不足の人口減少時代において兼業・副業を促進させることや、コロナによる国民意識の劇的な変化とデジタルの急速な普及により、地方が有利な新しい時代にあることを踏まえ、地域活性化等に取り組むこと。



〔写真:財務局長会議で発言する和田政務官〕

副大臣及び政務官の挨拶後、長官はじめ金融庁幹部から、金融行政の当面の課題や金融庁の取組み等について説明を行いました。こうした課題等について、財務局長と認識を共有するとともに、引き続き金融庁・財務局が一体となって取り組んでいくことを確認しました。

※ 金融庁では、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を全国11の財務省財務(支)局等(沖縄総合事務局を含む)に委任しているところ、金融庁と財務(支)局等との間で十分な連携を図る観点から、3か月に一度、財務(支)局長等及び金融庁幹部が集まり、開催する会議。

こども霞が関見学デーの開催について

本年8月18日(水)、19日(木)の2日間、「こども霞が関見学デー」が開催されました。このイベントの目的は、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会としてもらうとともに、政府の施策に対する理解を深めてもらうことです。文部科学省を中心に金融庁を含む各府省庁などが参加しています。

金融庁では、お金の役割や大切さを子どもたちにわかりやすく実感してもらうため、小学生を対象とした金融教育講座「めざせ！お金マスター」※をオンラインで実施しました。

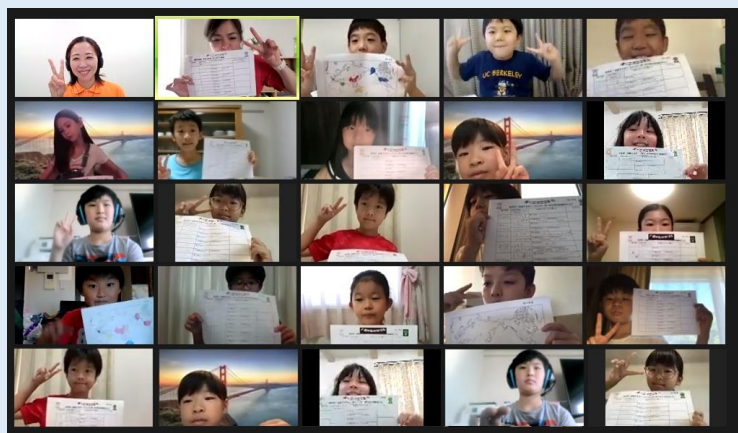
【8月18日(水)「暮らしにかかるお金ってなあに？」】

魔法使いの力で大人になったタロウ君と一緒に、税金や社会保険料等の生活に必要なお金について学びました。また、お金の使い方についても、友達が「お菓子を買ってくれる」と言った場合はどうするかなど、子どもたちが遭遇しそうな事例を交えながら勉強しました。子どもたちは、働いて得たお金の多くが生活に必要なお金として使われ、自由に使えるお金は限られていることに驚いていました。

【8月19日(木)「ハンバーガーから学ぶお金のこと」】

身近なハンバーガーを題材に、様々な国と貿易をしていることを知ってもらいながら、為替について学びました。また、講師が日本や各国の紙幣の特徴や違いについて実物を見せながら説明すると、子どもたちも自宅にある紙幣を画面越しに見せてくれるなど、積極的に講座に参加してくれました。子どもたちは、ゲームを交えながらの講座に積極的に参加し、為替の変動について楽しく学んでいました。

今年は、新型コロナウイルス感染対策のため、初めてオンラインで開催しましたが、2日間で40組以上の方に参加いただきました。講座中、子どもたちには、画面越しに挙手していただいたり、コメントを入力していただきながら、積極的に参加してもらいました。参加した多くの方から「とても楽しかった」「次回以降も金融庁のイベントに参加したい」とのお声をいただきました。参加いただいた皆さまのご意見は、次回以降の開催に向けた貴重な参考情報として活用させていただきます。



写真：講座の様子

※ 本年7月16日公表「『こども霞が関見学デー』のお知らせ」(金融庁)については、<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210716.html>をご参照ください。

本事務年度の金融行政方針

～ コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～
総合政策局総合政策課 課長補佐 小作 恵右

金融行政方針の公表に当たって

金融庁は、本年8月31日に本事務年度の金融行政方針（「コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築」）を公表^{※1}しました。これは、金融行政が何を指すか明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政方針を行っていくかをお示しするものです。これにより、金融行政の透明性が一層高まり、当局と金融サービス利用者、金融機関、市場関係者などの間で認識の共有が図られ、当局との建設的な対話を通じて、より良い金融行政の実現につながることを目指しています。

金融庁では、金融行政方針へのご意見を随時受け付けております。今後の参考として活用させていただきますので、ウェブサイト受付窓口^{※2}までご意見をお寄せください。

本事務年度の金融行政方針の策定に当たっては、昨事務年度で認識していた主要な行政課題にくわえて、金融庁の若手職員や全国の財務局の職員から寄せられた金融行政に係る意見等も踏まえ、幹部レベルでの議論等を積み重ねて検討するなど、多くの職員の参画を得ました。こうした取組みを通じて、庁内職員が主体的に政策を企画・立案・実行する庁風を築いていくとともに、財務局とのさらなる連携・協働に努めています。

本事務年度の重点課題

本事務年度の金融行政方針は、Ⅰ. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする、Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する、Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる、を3つの柱としています。

第一に、金融行政の最優先課題として、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組むこととしています。まずは、金融機関が金融仲介機能を発揮し、コロナによって深刻な影響を受けた経済社会を力強く支えられるよう、万全を期していきます。あわせて、ポストコロナにおける力強い経済回復を後押しできるよう、必要な対応を進めていきます。

第二に、世の中の変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促すこととしています。

第三に、こうした重要な行政課題に的確に対応し、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくために、金融行政を担う組織としての力を高めていくこととしています。



Ⅰ. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一の柱であるコロナへの対応としては、引き続き、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、金融機関の対応状況を確認していきます。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促していくとともに、地域経済全体の活性化に向け、

※1 本年8月31日公表、「2021事務年度金融行政方針について」は、
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831.html>をご参照ください。

※2 ウェブサイト受付窓口は<https://www.fsa.go.jp/opinion/>をご参照ください。

地域企業のための経営人材マッチング等を促進していきます。このほか、金融機関自身が経営基盤を強化し、我が国経済の力強い回復と成長に資するよう、各金融機関の実態や金融システム全体の状況を的確に把握した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて対話を積み重ねていきます。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二の柱として、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促すように取り組んでいきます。例えば、金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討等を進めます。また、国際金融センターとしての地位確立に向けて絶えず取組みを進化させていきます。さらに、世界で加速する脱炭素化等に向けた動きを捉え、国内外の成長資金が日本企業の取組みに活用されるよう、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めていきます。くわえて、資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給の観点から、投資家保護にも留意しつつ、インベスト・チェーン全体の機能向上に向けた取組みを進めていきます。このほか、利用者目線に立った金融サービスの普及により、国民の安定的な資産形成を促すとともに、全ての利用者に寄り添った対応や社会課題の解決に取り組んでいきます。他方で、デジタル化やグローバル化が急速に進展する中で、強靱な金融システムを構築していくため、マネロン等対策の強化やサイバーセキュリティの確保のほか、システムリスク管理態勢の強化等を促していきます。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三の柱として、金融行政そのものを不断に進化させていく観点から、データ分析の高度化を推進するとともに、国際的なネットワークの強化等を通じたモニタリング能力の向上に取り組んでいきます。また、全ての金融庁職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めていくための取組みを行っていきます。例えば、金融行政各分野の専門人材の育成を進めるとともに、政策オープンラボ等の職員の主体的な取組みを奨励する枠組みの一層の活用、財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境の実現や、質の高いマネジメントによる組織運営を推進していきます。

2021事務年度 金融行政方針

～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～

2021年8月公表

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬくことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- 豪雨等の自然災害の発生時には、金融機関に対して、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す。
- 金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- 地域経済全体の活性化に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- 地域金融機関が地域の実情等を踏まえ持続可能なビジネスモデルを構築するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、データ分析の高度化を推進する。
- 金融行政各分野の専門人材の育成を進めるとともに、職員の主体的な取組みを奨励する枠組みの一層の活用、財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境の実現や、質の高いマネジメントによる組織運営を推進する。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- 国際金融センターとしての地位確立を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- インベストメント・チェーン全体の機能向上に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- 利用者目線に立った金融サービスの普及を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見え化等を進める。
- マネロン等対策の強化やサイバーセキュリティの確保のほか、システムリスク管理態勢の強化を促す。

金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート

監督局銀行第二課地域金融企画室 課長補佐 原田 研一郎

金融庁は、本年7月8日「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」を公表※¹しました。本稿では、その概要を紹介いたします。

はじめに

金融庁では2019年から、地域金融機関による金融仲介機能の発揮を促すため、各金融機関や当庁・財務局における1年間の様々な取組み事例等を、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」(以下「レポート」という。)という形にまとめ、広く発信することにより、議論を喚起してきました。

2021年7月8日付で公表している本レポートも、今回で3回目となります。

今回は特に、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響が長期化する中、地域金融機関においては事業性評価や伴走型支援といったこれまでの取組みに留まらない、それらをベースとした多様な事業者支援が求められる局面となっており、このあたりの関係者における取組みを中心にまとめています。

コロナ関連対応

(1)事業者支援態勢の把握

各財務局では、2021年1月の緊急事態宣言以降、約4か月間で全国延べ600余りの関係者へのヒアリング等を通じ、地域金融機関による事業者支援の実状、その中での経営改善・事業再生・事業転換・事業承継・事業再編等の支援に向けた各支援機関との連携状況といった点について実態把握を行いました。

事業者支援においては、地域金融機関が、影響を受けている事業者のニーズを迅速かつ的確にくみ取り、実質無利子・無担保融資等の事業継続に向けた金融支援を行っていることを確認しました。

地域金融機関が商工会議所等と協力し、営業支店内に事業者向けの経営相談窓口を設置するなど、地域金融機関と支援機関との連携事例も確認しました。この点、更に複数の財務局においては、当該連携を更に促進する観点から、地域金融機関と支援機関間の関係構築に向け、担当者が一同に会し、お互いの支援メニューやノウハウ等を共有できる意見交換の場を設けました。

金融庁では、地域銀行系シンクタンクの協力のもと、地域企業の経営動向等に係る情報収集を行い、地域経済・企業における影響を把握しました。

(2)事業者支援ノウハウ共有の取組み

金融庁は、地域金融機関の現場職員同士が、地域・組織を超えて、実践的な事業者支援ノウハウ・知見を共有できるよう、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の協力の下、オンラインサイト「地方創生カレッジ」内に金融機関等の職員向けノウハウ・知見共有サイトを開設しました。具体的な支援手法や日常業務に係る質問・疑問の投稿が可能で、本年4月稼働後、本寄稿時点で130超機関、300名超が参加しています。

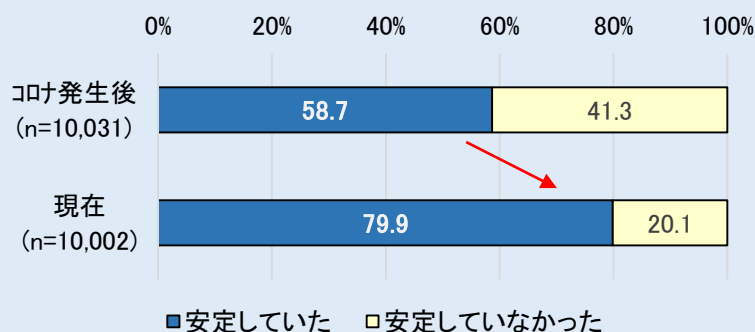
このほか、各地域におけるノウハウ・知見共有に向けた自発的な取組みを、当庁職員の派遣や当該取組みの周知により、積極的に後押ししています。

情報・知見の蓄積

2015事務年度から今回で6回目となる「企業アンケート調査」において、従来から行っている地域金融機関(メインバンク)のコミュニケーションに係る評価に加え、コロナ拡大による企業の資金繰りに係る影響や地域金融機関による支援、金融機関から期待する経営改善支援サービスについても確認しました。

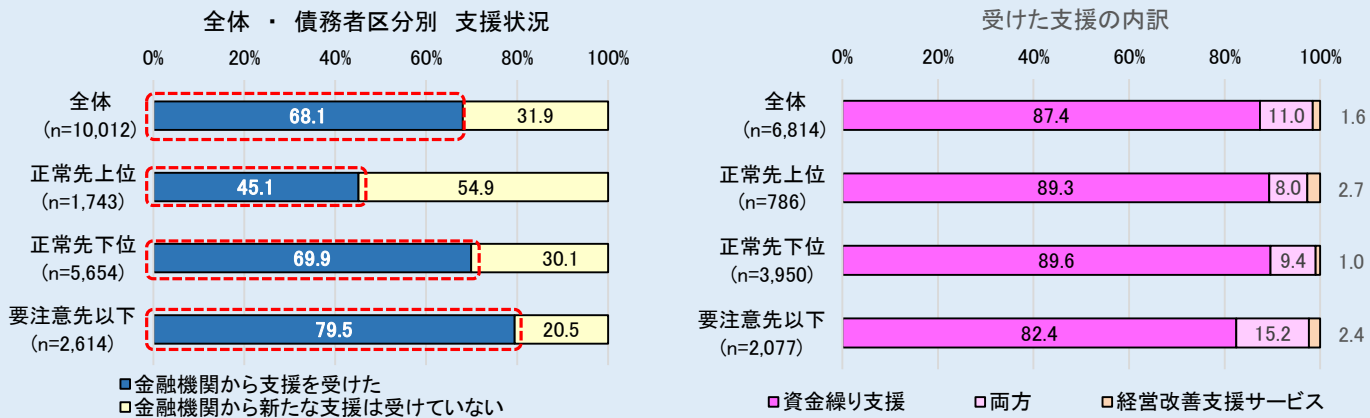
コロナ発生後(2020年2月～2021年3月)には「安定していなかった」とした企業が相応にありましたが、本調査時点(2021年4月)では、「安定している」とした企業の割合がかなり増えています。金融機関から支援を受けた企業は7割弱にも達し、そのうちほぼ全てが資金繰り支援を受けています。コロナの影響を受けた企業に対し、資金繰りを中心とした支援を着実にやってきたことが窺われました(図1、2参照)。

図1 コロナ発生後・現在の資金繰り状況



※ 本年7月8日公表、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートについて」は、
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210708/20210708.html>をご参照ください。

図2 金融機関による支援



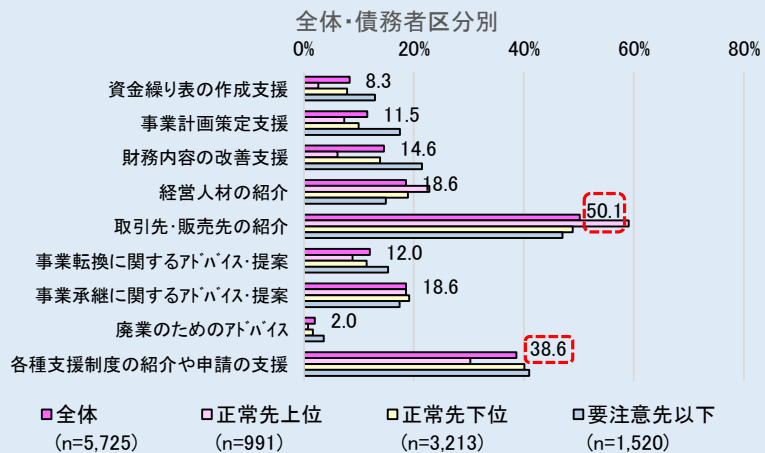
今後、金融機関に期待する経営改善支援サービスの上位5項目は、①取引先・販売先紹介、②各種支援制度の紹介や申請支援、③事業承継に関するアドバイス・提案、④経営人材の紹介、⑤財務内容の改善支援という順となりました。中でも、「経営人材の紹介」に至っては、「手数料を支払っても良い」との回答が5割弱となりました(図3参照)。

地域金融機関には、引き続き、継続的な資金繰り支援と、アフターコロナを見据えた事業継続における課題解決に資する迅速かつ積極的な支援が求められていることが窺われました。

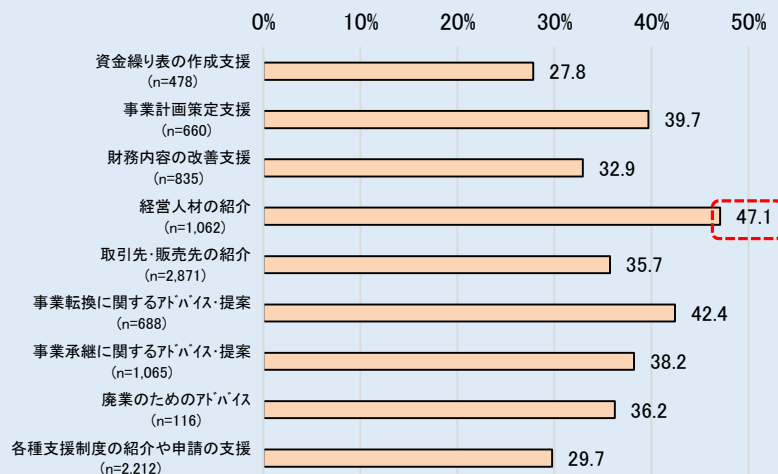
このほか、債権回収会社(以下「サービス」)による事業再生支援を期待する声を受け、複数のサービスに対するヒアリングを通じ、サービスによる事業再生支援の可能性を示唆しました。

更に、地域金融機関における引当実務として、将来の景気予測等を引当に反映させるといった、今般のコロナ禍の影響も重なる中で積極的な事業者支援に向けた、新たな取組み事例を紹介しています。

図3 金融機関による支援(経営改善支援サービス)



全体 手数料を支払ってもよいと回答した割合



地域活性化・課題解決に向けて

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019年12月5日閣議決定)に基づき、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する場「Regional Banking Summit (Re:ing/SUM;リンサム)」を、東京に続き、名古屋及び広島において開催しました。

コロナの影響が広がる中であっても、地域の企業に対し、現状の資金繰り支援に加え何が出来るか、また、支援を通じて地域経済に付加価値をもたらしつつ、いかに地域金融機関の持続可能なビジネスモデルを構築していくのかといった観点から、多様な経歴の有識者が講演やパネルディスカッションを通じて提言しました。

東京・名古屋・広島開催分を合わせ、オンライン配信を通じて延べ18,900人という多くの視聴者を集い、多くの好意的意見を受けるなど、一定の成果が得られました。

他方、金融関係以外の者からの視聴割合が低めに留まるなど、更なる改善・工夫の余地があり得ることも認められたため、「新たな取組みが生まれ拡大していくこと」を目指す中、こうした点も踏まえ、オンライン配信を前提としつつも新たなコンセプトやイベントのあり方について検討していきます。

最後に

本事務年度においても、引き続き、こうした取組みとそれらを広く効果的に発信することにより、地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを後押ししていく所存です。

資金交付制度の創設について

企画市場局 信用制度参事官 端本 秀夫

1. はじめに

本年7月21日、先般の通常国会において成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（金融機能強化法関係）が施行され、「資金交付制度」※が創設されました。

「資金交付制度」は、人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併や経営統合等を行う地銀等が、経営基盤強化のための措置の実施に関する計画（「実施計画」）を作成して国の認定を受けて、預金保険機構から資金の交付を受けることができる制度です。

（図表1）地域金融機関に求められる役割

2. 制度創設の背景

地銀等は、地域の企業や地域経済の活性化にとって、重要な役割を果たしています（図表1）。こうした中、地銀等には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える「要」としての役割が期待されます。

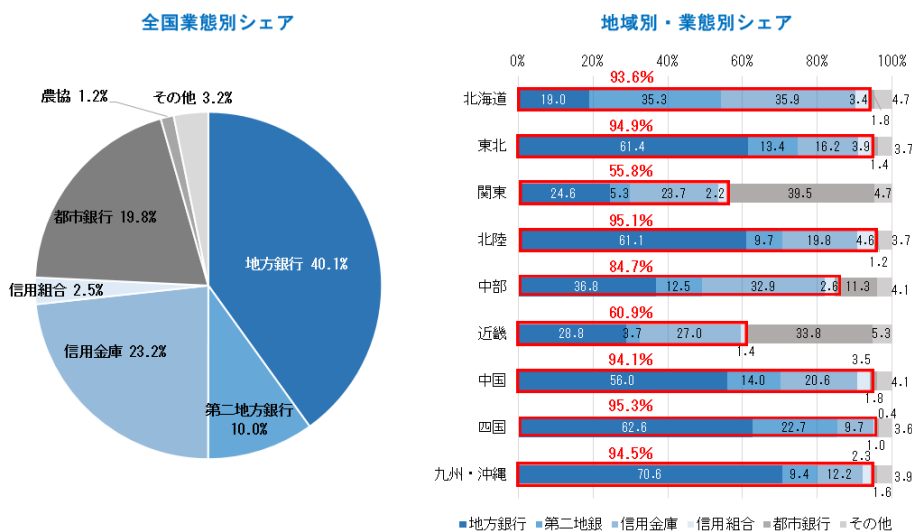
しかし、足元では、こうした地銀等が経営の基盤を置く各地域において人口減少が進んでいるほか、低金利環境が継続するなど、地銀等の経営環境は厳しく、特に人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがあります。

このため、地銀等がその役割を持続的に果たせるよう、自らの経営判断に基づき、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを行う際の支援措置として、資金交付制度を創設することとしました。

地域金融機関に求められる役割

○ 企業のメインバンクの業態別シェアを見ると、地域銀行は約5割の企業のメインバンクとなっており、信用金庫や信用組合を含めるとその割合は約8割となっています。

○ また、地域別に見ると、関東・中部・近畿を除く全地域で地域金融機関のシェアが9割を超えています。



（注1）シェアとは、各地域別に企業がメインバンクと認識している金融機関の割合。

（注2）都市銀行：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行。

（出所）帝国データバンク「全国メインバンク動向調査」（2019年）より金融庁作成。

3. 制度の概要

（申請期限）

資金交付制度は、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響が見通し難しいことも踏まえ、2026年3月末までを申請期限としています。

（合併・経営統合等）

地銀等が、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを行う場合が制度の対象となります。

具体的には、①合併、②事業の全部を承継させる会社分割（共同新設分割・共同吸収分割）、③事業の全部を承継する会社分割（吸収分割）、④事業の全部の譲渡又は譲受け、⑤株式交換、⑥株式移転、⑦株式の交付又は取得といった合併や経営統合を行う場合のほか、単独で行う抜本的な事業の見直しとして、⑧一部事業譲渡等により業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれる場合も対象となります（法第34条の10第1項）。

⑧については、実施計画の始期の直前事業年度末と比べて、計画の終期における、修正業務粗利益経費率が15%ポイント以上低下し、修正経費が20%以上低下することが見込まれる場合としています（内閣府令第103条）。

※ なお、今回ご紹介した法律など「資金交付制度」に関する資料を一括してご覧いただけるよう金融庁ウェブサイトにて専用ページ「資金交付制度について」を開設しています。

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/shikinkohu/index.html>をご参照ください。

(実施計画の記載事項)

制度を利用する地銀等は、実施計画(期間約5年間)を提出し、主務大臣の認定を受ける必要があります。

実施計画においては、①合併・経営統合等の内容を含む経営基盤強化のための取組みの内容に加えて、②地域における貸出等の基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項、③中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の当該地銀等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策、④計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項、⑤資金交付を求める金額等について記載する必要があります(法第34条の10第2項)。

③については、具体的には、地域経済活性化に資するための方針、中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的サービスの実施のための体制整備の方策や、担保・保証に過度に依存しない融資の促進等の方策のほか、創業・新事業の開拓支援、経営相談その他の取引先企業の支援、早期事業再生支援、事業承継支援といった各機能の強化のための方策などについて記載することとしています(内閣府令第105条)。

(実施計画の認定)

実施計画の認定にあたっては、以下の各要件を満たしているかを審査します。

具体的には、①地銀等により提供される基盤的金融サービスがその主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合であること、②地銀等が主として業務を行っている地域において、人口減少等により基盤的サービスの持続的な提供が困難となるおそれがあること、③計画の実施により基盤的サービスの提供が維持されると見込まれること、④計画記載の各方策により中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることや、当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること、⑤合併・経営統合等を含め、計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれることなど(法第34条の10第3項)。

(資金交付の対象となる経費等)

資金交付の対象は、事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤強化のための措置に要する経費の一部です。

具体的には、内閣府令第107条に規定していますが、「パブリックコメントにおけるご意見を踏まえ、「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方等について」を公表し、対象経費となりうるものの代表的な例などについてお示しています。

資金交付の上限額については、預金保険機構が定めた資金交付要綱において、対象経費の総額の3分の1又は30億のいずれか低い額としています(要綱第4条第2項)。

(資金交付の財源)

資金交付制度の財源は、これまで地域経済の活性化等を目的に資本参加を行った地域金融機関から支払われた配当収入等の内部留保である預金保険機構の金融機能強化勘定の利益剰余金約350億円を活用することとしています。

(図表2) 資金交付制度の概要

(実施計画のモニタリング)

当局は、実施計画の履行状況について、その計画期間中、モニタリングを行い、履行状況に照らして必要があると認めるときは、計画の履行を確保するため、地銀等に対して、監督上必要な措置を命ずることができることとしています(法第34条の12)。また、計画が認定の要件に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことができることとしています(法第34条の13第1項)。実施計画の認定が取り消された場合においては、地銀等は交付を受けた資金を預金保険機構に返還することとなります(要綱第6条第12号)。

制度の概要	
対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】	事業の抜本的な見直しとして実施する 合併・経営統合等の経営基盤強化の計画 (「実施計画」)を作成して国の認定を受けた 地域銀行等
「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的な提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
交付額	経営基盤強化に必要な 追加的な初期コスト (ITシステム投資等)の一部
財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】	預金保険機構の 金融機能強化勘定に属する剰余金 を活用
監督等 【改正金融機能強化法第43条の12】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の履行状況を原則5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し(合併・経営統合の場合はその実行)が実施されない場合には資金の返還を求める
申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】	2026年3月末(約5年間の申請期間を確保)

4. 最後に

金融庁としては、各地銀等が、本制度の活用等を通じて、経営基盤の強化に取り組み、地域の企業や地域経済の活性化に積極的に貢献していただくことを期待しています。

FATF第4次対日相互審査結果の概要

総合政策局マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室 福土 理恵

本年8月30日に、金融活動作業部会(Financial Action Task Force (FATF))から、第4次対日相互審査報告書(以下、報告書)が公表^{※1}されました。ここではその主なポイントをご紹介します。

FATF相互審査制度とは

FATFとは、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融(以下、マネロン等対策)に係る国際協力を推進するため設置された会議体で、国際基準(FATF 勧告)の策定と見直しや、参加国・地域間での相互審査を実施しています。現在、世界200以上の国・地域がFATF勧告等に沿ってマネロン等対策の強化を図っており、相互審査の結果が著しく低い場合は、マネロンリスクの高い国として、取引先の海外金融当局等から、送金取引等に対し厳格な監視等が行われ、輸出入決済の手続きの遅延や経済活動全般に支障がでる等の虞があります。

報告書の構成・審査基準

2008年に行われたFATF第3次対日相互審査の際は、FATF勧告に沿った法令整備状況(TC; Technical Compliance)の審査でしたが、今回の相互審査では、TCに加え、法令の執行状況やその有効性に係る審査(IO; Immediate Outcome)も行われています。IOは11項目あり、IO.3では金融庁をはじめとした当局のマネロン等対策に係る監督の有効性が、IO.4では金融機関等によるマネロン等対策の有効性が検証されています。各IOの審査結果に対し、それぞれ勧告事項(recommended actions)と4段階の審査結果が付されます。これらIOとTCの審査結果を総合して、その国のマネロン等対策に係る全体的な評価が決まります。

第4次対日相互審査の結果概要

(図表1)

第4次対日相互審査の結果は(図表1)の通りです。前回の相互審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得ました。他方、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する検査・監督や法人等の悪用防止、捜査・訴追などに優先的に取り組むべきとされています。日本は、総合的には「重点フォローアップ国」との評価になり、今後5年間で3回程度FATFに改善状況を報告することとなります。

第4次対日相互審査報告書の結果(有効性審査結果)

評価項目	評価
1 マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2 国際協力	S
3 金融機関等の監督	M
4 金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5 法人等の悪用防止	M
6 疑わしい取引に関する情報等の活用	S

評価項目	評価
7 マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8 マネロン収益の没収	M
9 テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10 テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11 大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

(注)対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

※1 本年8月30日公表、「FATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書の公表について」は、<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>をご参照ください。

金融機関等によるマネロン等対策の有効性評価(10.4)

10.4では、金融機関と指定非金融業者及び職業専門家(Designated Non-Financial Businesses and Professionals: DNFBPs)のマネロン等対策の有効性について審査されています。審査団からは主に、

- 一定数の金融機関(大規模銀行及び一定数の資金移動業者)は、マネロン等リスクについて適切な理解を有しているが、その他の金融機関は、自らのマネロン等リスクの理解がまだ限定的
- マネロン等に係る義務の理解・履行については、義務についてより良い認識を有しているものの、義務の履行については金融機関によってばらつきがある
- 金融機関のリスク低減措置の適用については、一定数の金融機関は、自身のリスク評価や、認識されたリスクに応じた低減措置を適用し始めているものの、その他の金融機関は画一的な低減措置を適用している
- 金融機関の顧客管理措置(CDD)の適用については、一般に、継続的顧客管理や実質的支配者の確認・検証等の最近導入・変更された義務の概念についての理解が限定的であることや、新たな義務の履行期限を設定していないために、これらの義務を十分に履行していない
- 暗号資産交換業者については、自らのマネロン等リスクの理解が限定的で、マネロン等に係る義務の履行についてまだ初期段階である
- 金融機関及び暗号資産交換業者に共通して、疑わしい取引の届出については、基本的な犯罪類型や疑わしい取引の参考事例に基づいている、
- 取引モニタリングシステムは既に導入されている場合でも大幅な強化が必要

との評価がなされ、10.4は4段階中3段階目(Moderate level)の評価となりました。(個々の勧告事項は図表2参照)

(図表2)

10.4 勧告事項(Recommended Actions)	
金融機関等に対する勧告事項	
a)	引続き、マネロン・テロ資金供与リスクに基づく金融機関のコンプライアンス文化の変化を促すための適切な啓発、及び、研修を実施し、監督当局も関与しつつ、マネロン・テロ資金供与リスク及びAML/CFTに係る義務のより良い理解のために支援すべきである。
b)	全ての金融機関に対して、自らの業務、商品、サービス、及び顧客に応じた適切なリスク評価の策定を求めるべきである。
c)	3メガバンク向けのベンチマークの基準に平仄が取れるよう、金融庁AML/CFTガイドラインを高度化するよう更新すべきである。適切な取引モニタリングシステムの必要性を強調し、適切な継続的顧客管理との関連性を明確にすべきである。
d)	全ての金融機関が新たな法律上・規制上・監督上の義務を履行するための、規範的(prescriptive)かつ適切なスケジュールを設定すべきである。
e)	金融機関において、取引記録を考慮に入れた包括的、かつ、変化する顧客のリスク特性に基づく、顧客情報の検証方法の改善、及び、継続的顧客管理措置の完全な履行がなされるようにすべきである。
f)	金融機関の複雑な構造を踏まえつつ、金融機関が、CDD データと取引モニタリングを統合した、適切かつ包括的な、情報システムを導入することを確実に履行すべきである。その取引モニタリングは、金融機関の業務内容、特定されたリスク、並びに、顧客の取引パターン、及び、リスク特性に適合したものであり、また、適切な検知シナリオに基づく取引モニタリング・パラメータを有するものであるべきである。
暗号資産交換業者に対する勧告事項	
a)	AML/CFT義務を新たに課されたカストディアル・ウォレット・サービスについて、適時に履行するようにすべきである。
b)	「トラベルルール」の解決策が開発された際には、暗号資産交換業者とカストディアル・ウォレット・サービス提供者が、電信送金に係る義務の対象となるようにすべきである。
c)	引続き、暗号資産交換業者のマネロン・テロ資金供与リスクに対する理解を改善させると共に、暗号資産に関連する全ての新しい技術開発(新たなビジネスモデル、取扱候補の暗号資産及びその他の暗号資産に係るイノベーション等)が、マネロン・テロ資金供与リスクを勘案して分析されるようにすべきである。
d)	暗号資産交換業者のコンプライアンス文化を継続的に強化するため、AML/CFTに係る義務の理解と実施に欠かせない指導やサポートを提供する。この際、各事業者のリスク評価及び当該評価に基づく全てのAML/CFTに係る義務の履行に重点が置かれるべきである。
e)	暗号資産交換業者の特性に合わせた、より踏み込んだシナリオ設定に資するために、疑わしい取引の届出へ参考となる情報の提供を精緻化、そして調整すべきである。

当局による監督の有効性評価(10.3)

10.3では、金融機関やDNFBPsを監督する当局の監督の有効性が審査の対象となっています。審査団からは、

- 金融機関に対するリスクベースでのマネロン監督は、前向きに進んでおり、初期段階ではあるものの、継続中で徐々に改善している。
- 金融庁は関連する制度・体制を整備し、十分にリスクを把握して、積極的な監督手法を実施しているが、監督の効果は日本の金融機関の変化に対する対応の遅さを踏まえると、金融庁と直接対話の機会がある金融機関に限定されており、改善の余地が大きい
- 監督当局は、金融機関のコンプライアンスを促進するための措置をとるために、様々な種類の行政処分の使用、効果、抑止力を再考すべき
- 金融庁は、暗号資産交換業者のマネロン等の問題に対し、抑止的な行政処分を含む迅速かつ適切な対応をしており、これら活動を他の金融機関へもリスクベースで拡張している段階

との評価を受け、日本における銀行分野の重みや暗号資産交換業者分野の重要性等を考慮し、10.3は4段階中3段階目(Moderate level)の評価がなされました。(個々の勧告事項は図表3参照)

(図表3)

金融機関等に対する監督(10.3)に係る主な勧告事項(Recommended actions)一覧

10.3 勧告事項(Recommended Actions)	
金融機関等の監督に対する勧告事項	
a)	AML/CFT に係る監督の適切な専任人員の配置を見直し、監督の強化を検討すべきである。
b)	金融監督当局において、全ての所管金融機関に対する適切なリスク分析手法の策定・実施により、リスクベースの監督機能を強化すべきである。
c)	拡散金融(PF)に係る経済制裁をモデルとし、NPA Security Bureau(警察庁警備局)及びJAFIC のテロ対策専門家の専門知識を活用して、金融機関に対して、TFに係る予防的措置について、リスクベースのアウトリーチを実施すべきである。また、金融庁と財務省においてより多く合同検査を実施すべきである。
d)	オフサイトとオンサイトを組み合わせたRBA によるAML/CFT に係る監督活動の拡大・改善を図り、対象範囲を拡大・深化すべきである。
e)	特に財務省の所管である経済制裁に係る監督について、金融庁と他金融監督当局の間の連携を強化すべきである。金融機関が実施すべきリスク低減措置に対する明確な監督上の期待を記した、金融庁AML/CFT ガイドラインを遵守するための指針と好事例集を公表することによって、金融機関のAML/CFT に係る義務及びマネロン・テロ資金供与リスクの理解を促進すべきである。
f)	求められているAML/CFT 枠組みへの遵守及び判明したギャップへの解消策の実行のため、金融セクター全体に対して、明確かつ規範的な対応完了期限を示し、よりリスクの高い金融機関にはその対応を加速させるべきである。
g)	AML/CFT に係る義務を遵守していない金融機関に対して、効果的かつ比例的な行政処分が実施されるよう、適用可能な行政処分の適切性を見直すべきである。また、これらの行政処分が実際に課されるようにすべきである。
h)	全ての監督当局においてAML/CFT 及び関連するマネロン・テロ資金供与リスクに関する研修を強化すべきである。
i)	国と地方の監督、すなわち財務局との連携を強化するべきである。
暗号資産交換業者の監督に対する勧告事項	
a)	既存のリスク評価手法をさらに高度化し、全登録業者のマネロン・テロ資金供与リスクを可視化する暗号資産交換業者のリスク評価を行うべきである。これには、業者が提供する暗号資産の種類、コールドストレージ(オフライン)ではなくホットウォレット(オンライン)での顧客暗号資産保管状況、そして暗号資産交換業者が暗号資産取引を追跡するためにブロックチェーン分析ツールを使用しているかが含まれる。
b)	暗号資産交換業者のリスク分類に基づいたAML/CFT 監督プログラムを策定すること(能動的かつ定期的な検査、リスクに最も晒されているリスク管理体制の特定及びこれらに係る定期的な見直しを含む)。
c)	暗号資産交換業者に対し、マネロン・テロ資金供与リスク、リスク評価手法、AML/CFT に係る義務及びそれらの実施についての監督上の期待について、包括的かつ実践的な指導を行うべきである。
d)	暗号資産交換業者の監督に係る適切な人材配置(数・専門性)を維持し、市場の成長及び新規登録業者数に応じて強化すべきである。

今後の政府・金融庁の対応

日本は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(以下、骨太の方針)※²においても、マネロン等対策の強化を表明していますが、報告書の公表を契機に、政府一体となってマネロン等対策の強化に取り組むため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下、行動計画)を公表しました。

金融庁としては、これまで、マネロン・ガイドラインの策定・改正やFAQの公表により、求められるマネロン等対策の明確化を行うとともに、所管金融機関等に対し、2024年3月までに、同ガイドラインで対応を求めている事項について態勢整備を要請しています。骨太の方針にある通り、検査・監督体制の強化や共同システムの実用化の検討・実施など、マネロン等対策の強化に取り組むとともに、引き続き、行動計画も踏まえ、FATFの指摘事項への対応に関係省庁と連携して早期に取り組んでいきます。

また、マネロン等対策の実施は、金融機関の利用者の方々のご理解とご協力が不可欠です。金融庁では、国民の皆様、マネロン等対策に係る確認手続き等について広くご理解・ご協力を求める広報活動を行いながら、関係省庁や業界団体と連携して、マネロン等対策の高度化に努めてまいります。

(図表4)

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(抄)(2021年8月30日公表)

2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督			対応するFATF勧告(筆者注)
(1)	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備のほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。	IO3: ✓ 金融機関向け勧告: a, b, c, d, e, i ✓ 暗号資産交換業者 向け勧告: a, b, d
(2)	金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。	IO3: ✓ 金融機関向け勧告: c, e, h ✓ 暗号資産交換業者 向け勧告: a, b, c IO4: ✓ 金融機関向け勧告: a, b, c ✓ 暗号資産交換業者 向け勧告: c, d, e
(3)	金融機関等による継続的顧客管理の完全実施	取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。	IO3: ✓ 金融機関向け勧告: f, g IO4: ✓ 金融機関向け勧告: d, e, f
(4)	取引モニタリングの共同システムの実用化	取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。	IO4: ✓ 金融機関向け勧告: a, f

注: 右欄は筆者追記。各行動計画に対応する、第4次対日相互審査報告書の勧告事項番号を記載している。

※²「金融業界の検査・監督体制等の強化や共同システムの実用化の検討・実施を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組む。」(閣議決定、第2章5. (10)29頁)

ソーシャルボンドガイドライン（案）の公表について

企画市場局市場課 課長補佐 中瀬 裕也

金融庁では、本年3月、「ソーシャルボンド検討会議」を設置し、同検討会議における議論を踏まえ、ソーシャルボンドガイドライン(案) ※(以下、「ガイドライン案」という。)を取りまとめました。本稿ではガイドライン案の主な内容等をご紹介します。なお、ガイドライン案はパブリックコメントの結果を踏まえ、今後、修正等が生じる可能性があります。

1. ガイドライン案の策定の背景

2015年9月、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続的な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国では、2016年12月、SDGs実施指針を策定し、日本の文脈に即して再構成した8分野の優先課題を掲げ、具体的施策等はSDGsアクションプランに従って行われています。

こうした中、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の命、生活、尊厳に対する脅威となり、SDGsの達成に向けた取組の遅れも深刻に懸念されています。ソーシャルボンドは、社会的課題の解決に貢献し、ポジティブな社会的な効果をもたらすソーシャルプロジェクトにのみ資金が充当される債券であり、債券市場を活用し、社会的課題の解決及びSDGs達成への取組を推進していく観点から、ソーシャルボンドの発行を更に促進していくことが有用と考えられています。

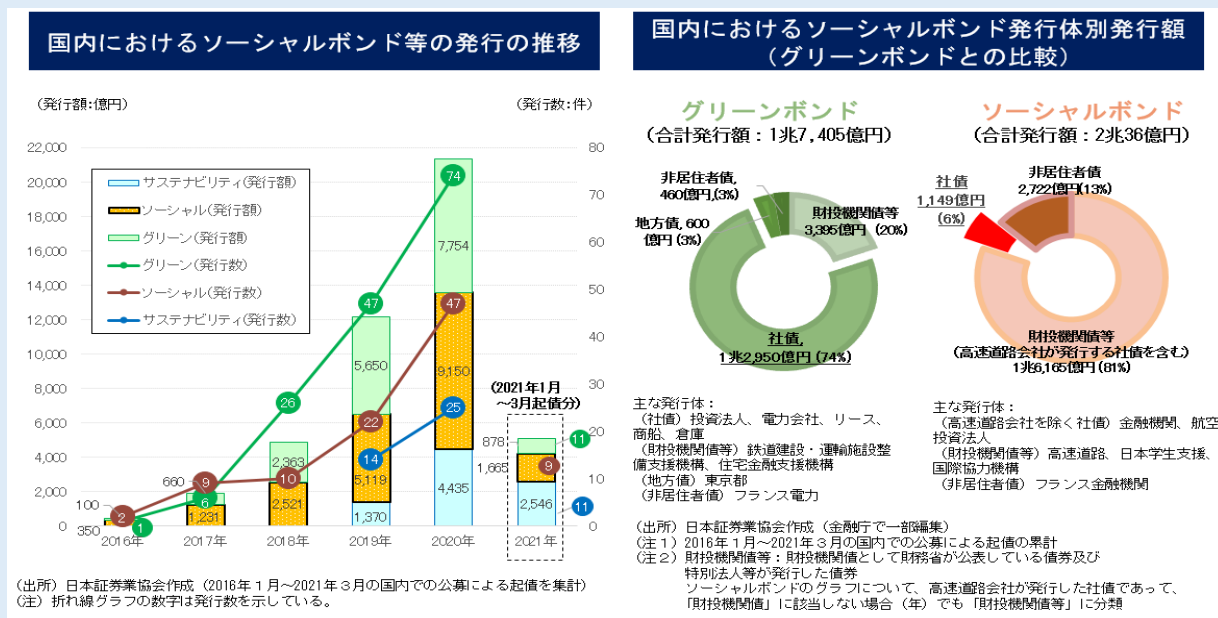
2. ソーシャルボンド市場の状況

ソーシャルボンドは、2017年に国際資本市場協会(ICMA)においてソーシャルボンド原則が策定され、昨年は、新型コロナウイルス感染症対策支援を目的とする、いわゆるコロナ債と呼ばれるソーシャルボンドの発行が世界的に進む等、その発行が急拡大しています(図表1)。

国内でもその発行は大きく拡大していますが、発行体別の発行額を見ると、公的セクターによる発行が多くを占め、一般の民間企業による発行は始まったばかりという状況にあります。

昨年末、経済界等からは、金融庁主導の下、ソーシャルボンドに関する実務的な指針(ガイドライン)の早期策定を求める要望がありました。こうした経緯も踏まえつつ、ICMAのソーシャルボンド原則(2021年6月版)との整合性に配慮しつつ、わが国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保、発行体のコスト・事務負担の軽減との両立につなげ、わが国における民間企業のソーシャルボンドの普及を図ることを目的にガイドライン案が策定されました。

(図表1)ソーシャルボンド市場の状況



※ 本年7月7日公表、「『ソーシャルボンドガイドライン(案)』の公表について」は、
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210707-1.html>をご参照ください。

3. ソーシャルボンドに期待される事項と具体的な方法

ガイドライン案第3章では、ICMAソーシャルボンド原則と同様、ソーシャルボンドに期待される事項等が「4つの核となる要素」と「2つの重要な推奨項目」に分けて規定されています(図表2)。

(図表2)ソーシャルボンドに期待される事項等

ソーシャルボンドに期待される事項等			
4つの核となる要素	1. 調達資金の使途	2. プロジェクトの評価・選定のプロセス	3. 調達資金の管理
	<ul style="list-style-type: none"> 調達資金はソーシャルプロジェクトのみに充当すべき <p>ソーシャルプロジェクトや対象となる人々を付属書に例示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実現を目指す社会的目標、プロジェクトの評価と選定のプロセスを説明すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき
2つの重要な推奨項目	1. ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク		
	上記の4つの「核となる要素」への適合を「ソーシャルボンドフレームワーク」を作成し、説明すべき		
2. 外部機関によるレビュー			
上記の4つの「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい			

(図表3)ソーシャルプロジェクトの「事業区分」「対象となる人々」の例

ソーシャルプロジェクトの「事業区分」、各「事業区分」に対応する事業の細目、「対象となる人々」について、ICMAソーシャルボンド原則に示される例と、本ガイドラインの追加的な例(※)を示したものである。あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

ICMAソーシャルボンド原則の「事業区分」の例示	ICMAソーシャルボンド原則の「事業区分」の細目の例示	本ガイドラインの「事業区分」の細目の追加的な例示	ICMAソーシャルボンド原則の「対象となる人々」の例示	本ガイドラインの「対象となる人々」の追加的な例示
1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> クリーンな飲料水 下水道 衛生設備 輸送機関 エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災対策 老朽化対策 災害復興 ICTインフラ 	<ol style="list-style-type: none"> 貧困ライン以下で暮らしている人々 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ 障がい者 移民・難民 十分な教育を受けていない人々 十分な行政サービスを受けられない人々 失業者 女性及び/又は性的及びジェンダーマイノリティ 高齢者と脆弱な若者 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ 	(※左記「10.自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ」の例示) <ul style="list-style-type: none"> 地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 感染症の拡大等を受け、事業に影響を受けた中小企業等 仕事と子育て/介護等を両立する人々
2. 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 健康 教育及び職業訓練 健康管理 資金調達と金融サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援 介護支援 高齢者福祉 高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス支援 ICT 		
3. 手ごろな価格の住宅	(例示なし)			
4. (中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスによる潜在的効果等を通じた)雇用創出(社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラムを含む)	(例示なし)	<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大による社会経済危機への対応 地方創生・地域活性化 		
5. 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	<ul style="list-style-type: none"> 食糧必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス 回復力ある農業慣行 フードロスと廃棄物の削減 小規模生産者の生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> 先端技術を活用した食糧システムの向上 食生活改善・未病対策 		(対象となる人々の定義は地域の文脈によって異なり得る。また、ある場合には、一般の大衆を想定することにより、対象となる人々も支援を受けることができるようになることがある)
6. 社会経済的向上とエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> 資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール 所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 	(※左記の細目を更にブレイクダウンした例示) <ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティ推進 女性活躍推進 働き方改革 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進 介護予防 		(付属書2「ソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)の例」で例示している対象となる人々のうちから一般的なもの掲載)

※SDGsアクションプラン等を踏まえ、社会的課題として想定されるものに対し、国内外の民間企業等によるソーシャルボンドの発行事例等を勘案して追加的な例示を行っている。具体的な資金使途の例は付属書2で示している。

A. 4つの核となる要素

(1) 調達資金の用途

ソーシャルボンドによる調達資金は、ソーシャルプロジェクトに充当されるべきとした上、ソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題の解決への貢献を目指すプロジェクトであって、かつ、当該プロジェクトにより、対象となる特定の人々に対してポジティブな社会的な効果をもたらすことを目的とするものと規定されています。

ソーシャルプロジェクトの具体的な事業区分及び対象となる人々の例は付属書1(図表3)に、具体的な資金用途の例は付属書2で示されています。これらは、ICMAソーシャルボンド原則に示される例に加え、わが国の社会的課題として想定されるものに対し、国内外の民間企業等によるソーシャルボンドの発行事例等を勘案し、その例示が行われています。

(2) プロジェクトの評価及び選定のプロセス

発行体は、ソーシャルボンドを通じて実現しようとする「社会的な目標」、ソーシャルプロジェクトが社会的な目標に合致すると判断する際の「プロセス」を、事前に投資家に説明すべき、また、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための「規準」を事前に投資家に説明することが望ましい等と規定されています。また、これら「社会的な目標」、「規準」、「プロセス」の具体的な内容が例示等されています。

(3) 調達資金の管理

発行体は、ソーシャルボンドの調達資金の充当を適切な方法により追跡管理を行うべきとし、その方法は投資家に説明すべきと規定されています。また、追跡管理の具体的な方法が例示等されています。

(4) レポーティング

発行体は、少なくとも1年に1回、資金の使用状況やソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果を開示すべきと規定されています。社会的な効果の開示は、可能な場合、定量的な指標を用いて示されることが望ましいと規定されています。また、プロジェクトの最終的な社会的な効果(目標)をインパクトとした上、インパクトに至る過程を、アウトプット、アウトカム、インパクトという形で段階的に指標を使って示す方法も例示等されています。

B. 2つの重要な推奨項目

(1) ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク

ソーシャルボンドの発行体はフレームワークを作成し、ソーシャルボンドが4つの核となる要素に適合していることを、投資家に説明し、一般に開示すべきであるとされています。

(2) 外部機関によるレビュー

発行体は、4つの核となる要素に係る対応等について、外部機関によるレビューを活用することが望ましいと規定されています。また、外部機関が則るべき事項、外部機関の組織としての要件及びレビューの結果に係わる文書に含めるべき情報等も規定されています。

4. 本ガイドラインの改訂等

ガイドライン案については、パブリックコメントの結果を踏まえ、その内容が確定される予定となっています。その後も、国内のソーシャルボンド市場の成熟度、国際的な議論、ICMAソーシャルボンド原則等の関連文書の改訂状況に応じ、改訂していくとされています。また、今後は、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果を示す指標を例示した文書の策定に向け、関係者間で議論が進められる予定です。

多くの日本企業では、社会的責任を経営課題や戦略に組み込むなど社会的課題解決を重視されてきており、このような日本企業の考え方はソーシャルボンドの理念と相通ずるものがあると考えられます。本ガイドラインの活用により、民間企業によるソーシャルボンドの活用が進み、社会的課題の解決の一層の促進につながることを期待される所です。

銀行をご利用のお客様さまへ — 新型コロナウイルスの感染を防ぐために —

銀行をご利用のお客様さまへ

— 新型コロナウイルスの感染を防ぐために —

銀行は、お振込みや現金のお引出し、お借入れなどに関するご相談・ご支援など、
生活の維持や事業の継続に不可欠な金融サービスの提供を継続してまいります。
 今後も、お客さまの安全と健康を守るため、「3つの密」を避けるなどの各種取組みを行ってまいります。
**お客さまには、銀行を安全な場所として安心してご利用いただくため、
 引き続き以下の点についてのご理解とご協力をお願いいたします。**

01 ご来店時の感染を避けるためのお願い

ソーシャルディスタンスの確保



混雑状況により、入店をお待ちいただく場合がございます。


マスク着用・ご来店前の体調確認



体調不良時のお急ぎのお手続きなどについては、各銀行にご相談ください。
 ワクチンを接種された方も、引き続きマスク着用などの感染予防対策にご協力ください。

02 混雑を避けるためのお願い

① **お急ぎでない場合は、混雑予想日を選けた
ご来店をご検討ください。**

② **お振込や(納付書に  マークがある)
納税手続等、ご相談などは、
窓口以外のサービス(※)も
ご活用ください。**

※ATMやインターネットバンキング、コールセンターなど

9月の混雑予想日

■ 赤色の網掛: 混雑が予想される日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

五十日(毎月5日、10日、15日、20日、25日)、月初・月末日などは混雑が予想されます。(2021年8月作成)

通常通りお取扱いしているお取引例

普通預金の 入金・出金	定期預金・ 投資信託 などの解約	振込、税金・ 公共料金
喪失届	通帳・カードの 再発行/ 磁気不良など	融資の相談

※ お取引の取扱いについては、各銀行にお問い合わせいただくか、各銀行のウェブサイトでご確認ください。

混雑を避けたご利用をご検討いただきたいお取引例

口座の 開設・解約	定期預金の 預入	変更届、 各種証明書
金種指定の 出金	財形商品の 購入	両替

※ 個別のご事情がある場合は各銀行にご相談ください。

先月の金融庁の主な取組み

(令和3年8月2日～8月31日)



- [東北財務局が台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害等に対する金融上の措置について要請\(8月11日\)](#)
- [関東財務局、中国財務局、福岡財務支局が令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について要請\(8月13日、16日、18日\)](#)
- [Instagramにおける金融庁個人間融資対策アカウントを開設\(8月24日\)](#)
- [多重債務者相談強化キャンペーン2021を実施\(8月24日\)](#)
- [「多重債務者相談強化キャンペーン2021」における相談会の開催状況及び予定等について公表\(8月24日\)](#)
- [金融機関における貸付条件の変更等の状況について更新\(8月24日、30日\)](#)
- [「経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト」の仕様書及びテンプレートの公表\(8月26日\)](#)
- [金融庁の災害用備蓄食品の有効活用の取組みについて公表\(8月30日\)](#)
- [FATF\(金融活動作業部会\)による第4次対日相互審査報告書について公表\(8月30日\)](#)
- [令和4年度予算、機構・定員要求について公表\(8月31日\)](#)
- [令和4年度歳出概算要求書について公表\(8月31日\)](#)
- [金融庁の令和4年度税制改正要望について公表\(8月31日\)](#)
- [主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群\(KPI\)」一覧及び公表状況について公表\(8月31日\)](#)
- [金融機関の取組みの評価に関する企業アンケート調査」について公表\(8月31日\)](#)
- [「2021事務年度 金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」について公表\(8月31日\)](#)

- ・ Twitter 金融庁公式アカウント
https://twitter.com/fsa_JAPAN



Twitter
情報発信
強化中!

- ・ 本誌へのご意見・ご感想は以下のメールアドレスから「金融庁広報室内アクセスFSA担当者」宛にお送りください。

E-mail : fsa_kouhou@fsa.go.jp

アンダーバー

編集後記

今月号の表紙は特別装丁版で、金融行政方針のデザインです。



“ 資産形成を
みんなに取り組んでもらう
ための作戦会議中・・・ ”

今月号の中身も盛りだくさんでした。
誌面でご紹介しきれませんでした。

「つみたてワニーサ」は

「KOHちゃん」(人事院マスコットキャラクター)の友達として、
公務員試験の関連サイトにおいて右の写真で紹介されました!



“こっそり大臣室に
お邪魔しました”

金融庁広報室長 齊藤 貴文
編集・発行：金融庁広報室



“ 長官の中島さんと、
一年目の吉田さんと
一緒に!”